

# 15 外出の利便

## 移動支援事業 ③ ④ ⑤

### 〔対象者〕

屋外での移動に著しい制限がある重度障害のある人及び重度障害のある子ども

- ・ 下肢・体幹機能障害
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害

地域生活支援事業の支給決定を受けておく必要があります。

※障害福祉サービスのうち、「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の支給決定を受けている人は利用できません。

### 〔内容〕

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際にガイドヘルパーが移動を支援します。

### 〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。ガイドヘルパーの交通費は利用者の負担となります。

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## リフトバスの運行 ③ ④ ⑤

### 〔対象者〕

市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの参加人員がおおむね10人以上のグループ

### 〔内容〕

原則として市内での研修、レクリエーション等を行う場合に利用できます。

利用時間 原則として8時間以内

申請期間 利用する日の属する月の3カ月前の1日から10日までの間に受け付けます。

※リフトバスの運行に要する有料道路の通行料及び駐車場の使用料等は利用者負担です。

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 車いす対応路線バスの運行 ③

### 〔内容〕

- 車いすのまま乗車できるスロープ付（76台）の路線バス車両は、市営バスの市内路線を網羅する形で運行しています。
- 運行時刻については、ノン（スロープ付ノンステップバス）・ワン（スロープ付ワンステップバス）という表記で、バス停に表示しています。
- バス車両によって異なりますが、車いすは1台～2台乗車できます。
- 車いすでの乗り・降りは、スロープのある『中央扉』からとなります。
- 車内の車いすスペース（通常は跳上式座席）に車いすを固定します。

## タクシー運賃の一部助成 身 知 精

### 〔対象者〕

市民税非課税世帯で、市内に住所を有し、下記①～③のいずれかに該当する在宅の人

- ① 視覚障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害及び内部障害者で身体障害者手帳が1・2級の人（但し、複数の障害の合併により、1・2級となっている人を除く）
- ② 療育手帳「A」の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

ただし、施設に入所、又は病院に入院している方で退院見込みのない方は助成の対象から除かれます。

### 〔内容〕

在宅の重度の障害のある人が外出等の手段としてタクシーを利用する場合、乗車運賃の一部を助成します。

#### 助成額

タクシー普通車（小型車）初乗運賃相当額

電動車椅子使用者は寝台大型車もしくは寝台中型車（リフト付タクシー）初乗運賃相当額

#### 助成回数

1カ月につき4回まで

#### 利用方法

タクシー乗車時に（身体障害者／療育／精神障害者保健福祉）手帳を提示のうえ「重度障害者タクシー利用券」を乗務員に渡してください。

#### 利用できるタクシー

北九州タクシー協会加入のタクシー会社及び個人のタクシー  
市と契約した会社のタクシー

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 精神障害者通所交通費助成事業 者 精

### 〔対象者〕

市内に住所を有し、公共交通機関を利用して、生活介護事業所、障害者自立訓練事業所、障害者就労移行支援・就労継続支援事業所、地域活動支援センター、小規模共同作業所、社会適応訓練事業所へ通所する精神障害のある人

（原則、精神障害者保健福祉手帳が必要です）

ただし、療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けている方は対象になりません。

### 〔内容〕

通所及び社会参加のために利用する公共交通機関の乗車運賃の一部を助成します。

#### 助成額

通所にかかった運賃か定期券購入額の半額又は全線定期券購入額の半額  
（全線定期券の助成は、月8日以上通所が必要です）

ただし、1人あたり月額5,000円が上限です。

#### 手続き

通所する施設を通じて申請

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 福祉有償運送 (身) (知) (精) (難)

### 〔対象者〕

以下のいずれかの要件を満たし、事前に各送迎団体に会員登録する必要があります。(団体により利用できる方の条件が異なります)

- ① 単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害のある人、要介護者、要支援者
- ② その他、精神障害、知的障害、難病等により単独では公共交通機関の利用が難しい方

### 〔内容〕

非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等が、（公共交通機関の利用が難しい方を対象に）自家用車を利用して行っている非営利の送迎サービスです。送迎団体は、運送の条件を整え、北九州市福祉有償運送運営協議会での協議の後、国土交通大臣により登録された団体です。

団体名	運送地域	受付日時・電話番号	備考
NPO法人 陽気	北九州市内	090-1926-1859 月～土 8～17時	
NPO法人 好楽会	北九州市内	090-5738-2482 月～土 8～17時	通院・通所(買物等)
社会福祉法人 まどか	北九州市内 (主に若松区)	771-1945 月～金 9～15時	
NPO法人 通院介護センター さわやか	北九州市内	①672-7595 (八幡事業所) ②647-3210 (小倉事業所) 月～金 9～15時	通院のみ利用できます。
NPO法人 北九州あいの会	北九州市内 (主に八幡西区、 八幡東区、戸畑区)	642-3921 月～土 9～17時	
NPO法人 北九州ひだまりの会	北九州市内 (主に八幡西区)	641-0139 月～金 8時30分～17時	
社会福祉法人 北九州あゆみの会	北九州市内	881-6818 月～金 8時45分 ～17時30分	主に脳性マヒの方 で社会参加目的の みの利用となりま す。 通院・通学・通所の 利用はできません。
NPO法人 敬愛福祉	北九州市内 (主に小倉北区、 小倉南区)	883-8884 月～土 8～17時	通院・通所(利用目 的や回数に制限は ありません)

(平成30年1月現在)

## 自動車運転免許取得の助成 者 身 知 精

### 〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の人 ※運転免許の適性については都道府県公安委員会が判断します。

### 〔内容〕

就労などのため自動車運転免許を取得する場合に、教習に要する費用の2/3を10万円を限度に助成します。教習を開始する前に、事前の申請が必要です。

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 身体障害者用自動車改造費の助成 者 身

### 〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1級又は2級の上肢・下肢・体幹機能障害があり（複数の障害の合併により、1・2級となっている方を除く）、就労等のために自分で自動車を所有し運転する満18歳以上の人

ただし、所得制限があります。

### 〔内容〕

自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を、10万円を限度に助成します。事前の申請が必要です。

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 駐車禁止除外指定車の標章の交付 身 知 精

### 〔対象者〕

身体・知的・精神に障害があつて、歩行困難な方など

### 〔内容〕

標章の交付を受け、標章を車両前面の見やすい箇所に掲げる車両は、道路標識で駐車が禁止されている場所に一時駐車できます。

#### ※注意事項

- ・歩道、交差点内等、法定の駐車や停車が禁止された場所には駐車できません。
- ・時間制限駐車区間（パーキング・メーターが設置された場所）では、作動手数を納付しなければ駐車することはできません。※利用時間は60分です。  
また、駐車枠以外の場所に駐車することもできません。
- ・標章を他の都道府県で使用の際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。
- ・手続きには、添付資料が必要になります。要件が具備しているか審査をします。

詳しくは住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

### 〔窓口〕

住所地を管轄する警察署

門 司	〒801-0841	北九州市門司区西海岸二丁目3-13	TEL(093)321-0110
小 倉 北	〒803-8567	北九州市小倉北区大門一丁目6-19	TEL(093)583-0110
小 倉 南	〒802-0816	北九州市小倉南区若園五丁目1-6	TEL(093)923-0110
若 松	〒808-0066	北九州市若松区くきのうみ中央1-1	TEL(093)771-0110
八 幡 東	〒805-0053	北九州市八幡東区大谷一丁目1-1	TEL(093)662-0110
八 幡 西	〒806-0037	北九州市八幡西区東王子町2-1	TEL(093)645-0110
折 尾	〒807-0824	北九州市八幡西区光明一丁目6-6	TEL(093)691-0110
戸 畑	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町2-1	TEL(093)861-0110

担当係 交通課（小倉北警察署及び折尾警察署は交通第一課）

## 有料道路の通行料金割引

### 【対象者】

- ① 自らが運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方全員
- ② 介護者が運転する場合は、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている障害のある人を乗せて運転する場合

どちらも本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族が所有する車が対象です。②の場合、前述に記載の方が自動車を所有していないときは、日常的に介護している方が所有するものを含みます。

営業用の自動車、軽トラック等は対象となりません。

※割引の適用は、障害のある人1人につき1台です。

### 【内容】

料金を支払う際に、有料道路割引証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、通行料金が通常料金の約半額になります。

事前に、手帳に証明印（割引を受ける自動車のナンバーと有効期間を記載）の押印を受けておくことが必要です。（旧制度の割引証では割引は受けられません）

なお、ETCを利用する場合は、上記証明と同時に別途手続きが必要です。割引の適用は、登録したETCカード（障害のある人本人の名義。ただし、未成年者は親権者または法定後見人名義のカードも可能。）・自動車・ETC車載器に限定されます。

### 【窓口】

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

必要書類

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 車検証（原則として原本が必要）
- ③ 本人運転の場合は、運転免許証
- ④ ETC利用の場合は、ETCカード（障害のある人本人の名義）・ETC車載器セットアップ申込書及び証明書

< 高速道路通行料金に関するお問合せ先 >

西日本高速道路株式会社 九州支社  
TEL 092-260-6111

福岡北九州高速道路公社 北九州事務所  
TEL 093-922-6811

北九州市道路公社（若戸大橋）  
TEL 093-881-2183

< ETC利用の有料道路割引登録状況等に関するお問合せ先 >

有料道路ETC割引登録係  
TEL 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）